

第18回年金部会委員提出資料

- 井出委員提出資料 P 1
－第3号被保険者制度の見直し案に関する意見
- 井出・岡本・矢野委員提出資料 P 5
－短時間労働者への適用拡大および第3号被保険者制度に関する意見
- 今井委員提出資料 P 8
－第3号被保険者制度の見直しについて
- 大澤委員提出資料 P 9
－短時間雇用者への厚生年金適用拡大と第3号被保険者制度の見直しに関して
- 大山・山口・小島委員提出資料 P 11
－「短時間労働者への厚生年金の適用拡大について」および「第3号被保険者制度について」の意見
- 翁委員提出資料 P 13
－短時間労働者への厚生年金の適用拡大及び第3号被保険者制度の見直しについての意見
- 杉山委員提出資料 P 14
－短時間労働者への厚生年金適用拡大と第3号被保険者制度見直しについて
- 堀委員提出資料 P 16
－「短時間労働者への厚生年金の適用拡大」「第3号被保険者制度の見直し」についての意見
- 山崎委員提出資料 P 21
－短時間労働者への適用拡大と第3号被保険者制度の見直し
- 渡辺委員提出資料 P 22
－年金改革に関する意見・3号被保険者問題について

第3号被保険者制度の見直し案に関する意見

平成15年 5月13日

年金部会委員

井手 明子

第3号被保険者制度問題は、短時間労働者への厚生年金の適用拡大とともに、人生のライフステージ上において様々な働き方をする女性にとって重要な問題であると同時に、

- ① 個人単位か世帯単位か
- ② 応能負担か応益負担か
- ③ 公平性が確保されているか

という社会保障制度である年金制度に係る基本的な論点を孕む問題であると認識されている。

この視点を踏まえ、現行制度に関する批判を解消するべく、「方向性と論点」では4案が提示されているが、この案に関する私見を述べれば（資料1）、解消度が中途半端であったり、対案が新たな課題を生むといった状況であり、迷路に入り込んだ感がある。

短時間労働者への厚生年金の適用拡大を実施したとしても、国民皆年金といいながら、1/4近くが負担しない状態は変わらず（資料3）、第3号被保険者の大半は3号のままとなる。（IV案の縮小案の効果は少ない）年金分割がセットで実施されれば、更なる就労調整を行って3号に留まることを選択する傾向は強まるだろう。

定額の基礎年金給付を制度内に持つ限り、第3号のような収入のない者や、短時間労働者のような一般的に収入の低い者を厚生年金制度の枠組みの中に入れてみると、1号の定額制の負担と給付と比較して、均衡をはかるために様々な調整が必要となり、制度の複雑化を招く。

フルタイム雇用、育児・介護等による就業の中断、パートタイム雇用といった自らの雇用形態の変化に限らず、夫のリストラや自営業への転職、離婚といった「立場」の変化により、その都度給付と負担のあり方を変えるような制度設計は好ましくない。基礎年金の税方式化やその過程での1階部分と2階部分の財源の峻別は、第3号被保険者制度問題や短時間労働者への厚生年金の拡大に伴う課題の解決に資すると考えられる。

基礎年金と報酬比例年金の2階建てから、報酬比例の年金に一本化し、無収入や低所得の者には最低保障年金を用意する年金制度をとる場合には、夫婦間での年金分割は最低保障年金の受け皿に2号の被扶養配偶者がなだれ込むことを防ぐ手立てとなる。

第3号被保険者制度や短時間労働者への厚生年金の適用拡大を検討するにあたっては、給付と負担のあり方の論議なしに行うことはできないと考えられる。

以上

現行の第3号被保険者制度が有する課題と解決案

第9回年金部会(H14.9.26)での現行制度に対する 様々な意見	「方向性と論点」での解決案	私 見
① 片働き世帯を優遇する制度。 (個人単位で見ると、第3号被保険者は負担なしに 給付を受ける)	年金分割案(I案)により解消	片働き世帯内において夫婦が共同して負担を行ったものと擬制し、給付をそれぞれ受けるとしたものであり、実際には2号の被扶養配偶者には負担なしで基礎年金が給付される点は変わらず、不公平感は解消されない。
	短時間労働者の就業調整の原因となっている。	短時間労働者に対する厚生年金の適用拡大である程度解消 (IV案)
② 第3号被保険者にも保険料負担能力はある。 (のだから、負担すべき)	短時間労働者である3号に対してはIV案で解消。 I案は夫婦で共同して負担したものと擬制	負担能力はないとみなしている給付調整案(Ⅲ案)では、1号との公平性は担保される。
③ 第2号被保険者の被扶養配偶者を第2号被保険者 全体で支えることは社会的に受容されない。	負担調整案 (Ⅱ-2案)である程度解消	共働き世帯や、単身世帯の不公平感は解消される。 現状においてもトータルで3号分を負担しているのが概念上は大差ないが、個別の企業毎に見ると片働きの社員を多く有する企業は事業主負担が多くなる。また、社員に異なる率を適用するのは管理上、煩瑣。
④ 第1号被保険者である自営業の妻や母子家庭の 母と比べて不公平である。 (免除を受ければ給付は減額されるべき。給付を 受けるには保険料は納めるべき)	給付調整案 (Ⅲ案)で解消 負担調整案 (Ⅱ-1案)である程度解消	1号との公平さはある程度担保されるが、Ⅱ-1案の定額保険料が増えることによる逆進性は課題
⑤ 育児、介護等の事情のない者は自ら働かない事 を選択している者。 (であるから、保険料を納付する者と同じ基礎年金 給付が保証されるのは不公平)	「女性と年金検討会」のVI案を採用 せず、次世代育成支援策の中で、 育児期間に対する配慮を1号、3号 に拡大する案を検討	育児に専念することを評価して年金制度上の優遇措置を講じること(年金財政は悪化、少子化抑制効果は不明)保育サービスを充実して就業と育児の両立が図れるようにすること(保険料収入増、 税収増、保育コスト増、雇用創出効果有・少子化抑制効果有)を比較すれば、後者を選択すべき。

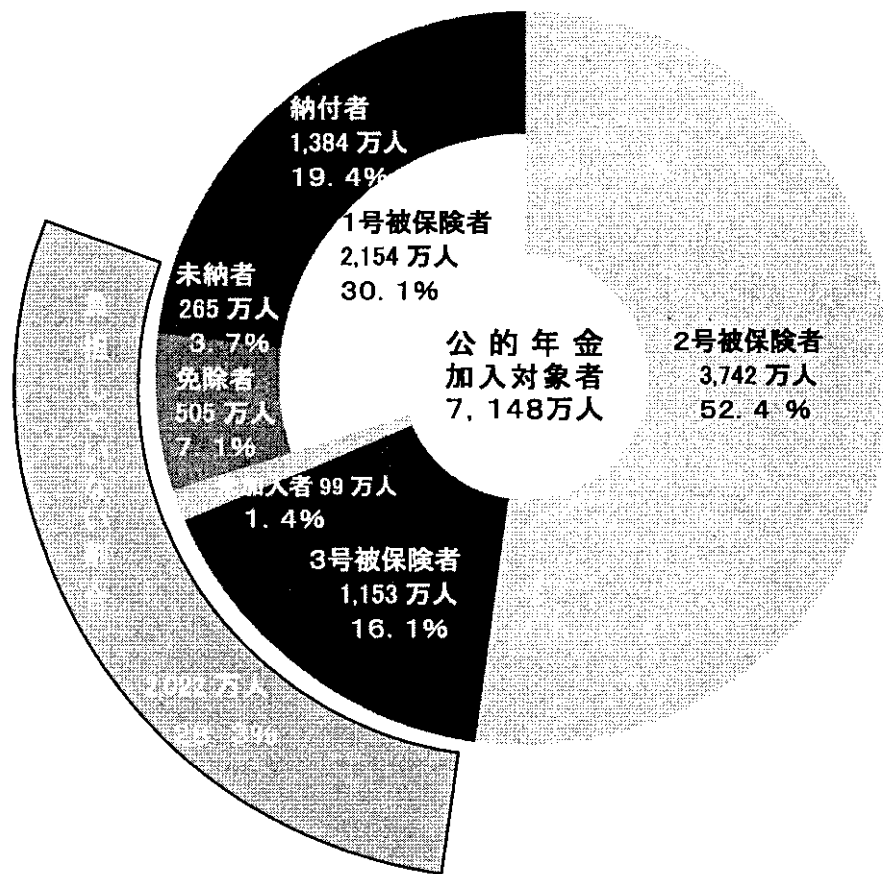
第3号被保険者制度見直し案と現行制度との比較

案			課 題			負 担			給 付			(※2)厚生年金 収 支
			2号	配偶者	事業主	2号	配偶者	世帯				
I	年金分割案	※1片	変わらず	0	変わらず	報酬比例 1/2 減	報酬比例 1/2 増	変わらず	変わらず			
		共	変わらず			変わらず						
II-1	負担調整案	応能 + 応益	片	高所得: 減 低所得: 増	0	減	変わらず	変わらず	変わらず			
		共	高所得: 減 低所得: 増		減							
II-2	負担調整案	応益 ・ 定率	片	増	0	増	変わらず	変わらず	変わらず			
		共	減									
III-1	給付調整案	免除者	片	変わらず (追加負担を行う場合: 増)			変わらず	基礎年金 1/2	減	+ (1号の保険料が増)		
		共	変わらず			変わらず						
III-2	給付調整案	半額 免除者	片	変わらず (追加負担を行う場合: 増)			変わらず	基礎年金 3/4	減	+ (1号の保険料が増)		
		共	変わらず			変わらず						
IV	縮小案 (世帯の標準報酬 62万以上)	片	増	0	増	変わらず	変わらず	変わらず	+			
		共	変わらず									

(※1) 片……片働き、共……共働き (※2) 負担と給付の設計の仕方によって異なる

短時間労働者に厚生年金の適用を拡大した場合の負担者の変化

現 状 (平成 12年度)



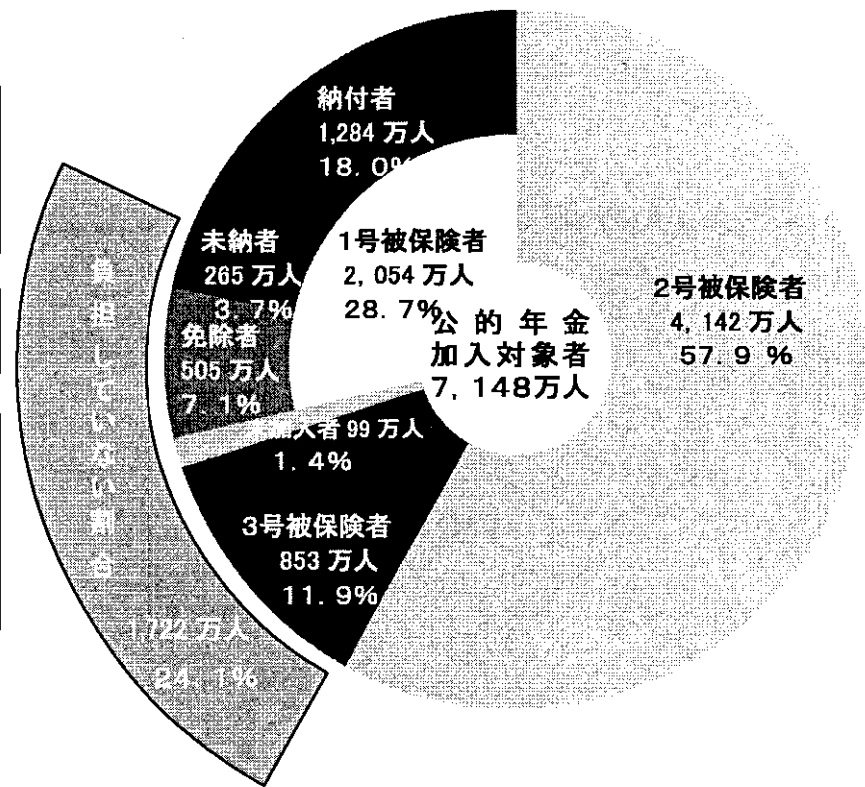
短時間労働者への適用拡大後

短時間労働者のうち、
年収65万以上 or
週20時間以上
が2号に移行

3号から300万人
1号から100万人
2号に移行したと仮定

(*2)
1号 277万
3号 369万
未加入 210万

2号
400万



$$\frac{\text{公的年金受給者数 } 2,858 \text{万人} \text{ (*1)}}{\text{2号被保険者数} + \text{1号被保険者納付者数}} = \frac{1}{1.79}$$

3,742万人 1,384万人

$$\frac{2,858 \text{万人}}{4,142 \text{万人} + 1,284 \text{万人}} = \frac{1}{1.90}$$

(*1) H12年度 実年金受給権者数

(*2) 短時間労働者 1,205 万人が、国民年金加入 23.0%, 被扶養 30.6%, 未加入 17.5% とした場合 (平成 13 年パートタイム労働者総合実態調査の概況)

2003年5月13日

短時間労働者への適用拡大および第3号被保険者制度に関する意見

年金部会委員
井手明子
岡本康男
矢野弘典

個人のライフスタイル、家族形態、就労形態が多様化しつつある中、社会保障制度の将来の支え手が減少するという不安感が増している。公的年金制度はこれらに対応して、抜本的に再構築しなければならない状況である。その際忘れてならない視点は、経済社会の活力を維持し、長期的に持続可能な制度とするという点である。

基礎年金の問題解決も重要な課題であり、基礎年金の税方式化やその過程での1階部分と2階部分の財源の峻別を実施すれば、短時間労働者及び第3号被保険者制度に関する問題の多くが解消できるのではないかと考えられる。

これらを基本的な考え方として、以下、具体的な問題点を述べる。

1. 短時間労働者への厚生年金の適用拡大

(1) 「支え手を増やす」議論を行う際の前提

現在、公的年金制度は、国民年金に加入しない者や保険料を支払わない者が増加するという大きな問題点を抱えている。これは、支え手である現役世代が制度に対して不信感や不安感を持っていることが要因である。

制度の支え手を考えるにあたっては、まず、現役世代の制度に対する不信感、不安感の払拭を図り、将来にわたって持続可能な制度を構築することが必要である。そのためには、国民が広く負担する基礎年金の税方式化や、世代間の不均衡の解消などの制度改革を図ることが不可欠である。

第1号被保険者の未納・未加入問題などの空洞化対策が行われないうちに、強制的に厚生年金の適用拡大を実施すれば、本人の納得と関係なく保険料の負担を求められることになるだけでなく、所定の保険料を払っている第1号被保険者の負担ならびに基礎年金拠出金制度を通じて被用者年金制度の被保険者に係る負担がより一層増加しかねず、現役世代、とくに若年者の不信感や不安感はさらに大きなものとなる。

(2) 公平・公正な制度を目指す観点の必要性

現在、厚生年金の任意適用の事業所に雇用される従業員の中には、フルタイムで働いていても厚生年金が適用されていない者がいる。適用拡大を議論するのであれば、短時間労働者等、安易に特定の層に着目するのではなく、公平・公正な負担と

給付を目指す観点から議論すべきであり、まず先に、厚生年金の任意適用の事業所に雇用される従業員への強制適用のあり方を検討すべきである。

また、標準報酬月額の下限（98,000円）を引き下げて、第1号被保険者（自営業者や家族従業員等）の負担より少ない負担で、基礎年金に上乗せした報酬比例年金を受給するような給付設計を制度に組み込むことについては、長期的な年金財政への影響も含めて十分な検討をすべきである。

（3）健康保険における適用拡大の問題

健康保険では、厚生年金と同じ適用拡大を行い被扶養者から被保険者本人になる者にとってみると保険料負担が発生しても、医療費の一部負担は3割で変わらず、適用拡大による被保険者本人のメリットは少ない。さらには、国民健康保険と健康保険とに制度が分立しているため、制度間の収支や老人保健拠出金への影響など、年金制度にはない医療保険に固有の問題も生じることとなる。

したがって、医療保険における適用拡大の影響も同時に検討すべき重要な問題であると考えられる。

（4）被保険者本人の納得感について

短時間労働者の働く目的は多様化しており、限られた労働時間の中で手取り賃金を極大化したいと考えている者も多い。これらの者に厚生年金、健康保険、介護保険の適用拡大を行った場合、現行の保険料率（注）で本人負担を計算すると、標準報酬の下限引下げのケースで、年収100万円の者は約11.3万円、年収65万円の者は約7.4万円となり、年収の10%を超える水準となる。また、下限維持のケースでは、年収65万円の者は約13.3万円の負担となり、年収の20%を超える。

このような年金や医療保険の被保険者本人負担の増加に対して、本人の納得が得られるのかどうか疑問である。

（注）現行の保険料率：厚生年金 13.58%、政管健保 8.2%、介護保険 0.89%

（総報酬ベース、労使折半）

（5）高齢者雇用への影響の懸念

60歳を超えてパート就労する者の中には、年金受給していながら、厚生年金の適用になっていない者があり、これらの人は、在職老齢年金制度の適用がない満額の年金額を受給している。

適用拡大によってこれらの者を厚生年金の被保険者とする、在職老齢年金制度が適用され、年金額が減額される上に、保険料負担も同時に発生する。

このような事態が発生することにより、高齢者本人の就労意欲を損うことにもな

ろうし、また、企業にとっても高齢者の採用や賃金体系等への広範な影響も生じてくるのではないか。

(6) 企業における労務コストの増大と雇用の手控えの懸念

新たに適用対象となる短時間労働者に対しては、年金や医療保険の保険料の事業主負担が発生するとともに、事務を含めた労務コストが増大する。

就業形態、雇用形態は多様化している中で、フルタイムの正規従業員を前提としないフレキシブルな就業形態は、企業の経営上も、働く者のニーズにとっても、合理的な選択であり、今後も増加していくと考えられる。

これらの企業にとって、短時間労働者への適用拡大は、企業の労務コストの増加につながり、現在の経済情勢の中では、結果として雇用の手控えが起こる懸念がある。働くパート本人の就業調整もなくなるのではないか。その結果、雇用ニーズのミスマッチが生じ、多様な選択肢をかえて狭めることにもなりかねない。

また、産業別に見れば、短時間労働者は、卸売・小売業、飲食店にその多くが集中している。業種の違いによって適用拡大の影響は異なるが、現在の経済状況を考えれば、パートを多く雇用する業種にとって、経営問題にもつながりかねず、前記のデメリットも勘案しながら慎重に検討を行うべきである。

2. 第3号被保険者制度

前回（第17回）の年金部会で示された案には、基礎年金の税方式への移行が示されていないが、税方式への移行は、公正な負担の実現につながり、未納・未加入問題や第3号被保険者制度の問題の解決にも資することになる。

また、第3号被保険者の見直しは、家族形態や就労形態のあり方とその選択にも影響を及ぼす可能性があり、このような点についての検討と議論を深める必要がある。

なお、直接雇用関係のない第3号被保険者の保険料について、事業主負担を求めることや、事業主経由で徴収するといった考え方は、合理的でないとする。

以上

平成15年5月13日

年金部会 今井延子

第3号被保険者制度の見直しについて

年金制度は結婚・離婚・就労など人生の選択を行う際にいろいろな影響を与える。

この度の第3号被保険者制度の見直しでは、「女性と年金」の報告書にもあるように「個人の多様な選択に中立的な制度の構築」を基本的な視点としてとらえている。

第3号被保険者は給付と負担の関係があいまいになっているため、いまだに自分の保険料は全額、夫が払っていると思っている人が多い。保険原理である給付と負担の関係を調整案B-1-IIとし、段階的に個人単位での公平性を徹底していく方向がよいのではないかと。

「女性と年金」の報告書では、目指すべき方向として「女性自身の貢献がみのる年金制度」とある。

30～40年かけ、スウェーデン方式による一元化を望む。

男女共同参画社会の下、多くの構成員が自ら保険料を納付し、給付を得る存在となるべきではないだろうか。

1. 浅くなるM字型カーブの谷、旺盛な就業希望、しかし、低下する厚生年金適用

- ・30-34歳女性の労働力率が、過去初めて60%を越え、60.3%に（『2002年版働く女性の実情』）。就業希望者を加えれば72~73%にのぼる。
- ・女性のパート比率は続伸して39.7%、時間あたり賃金は女性フルタイムを100として64.9、格差は前年から1.5ポイント拡大（同前）。
- ・雇用者中の厚生年金被保険者割合は、1990年から一貫して低下し、雇用者比率と厚生年金被保険者比率の乖離が拡大。

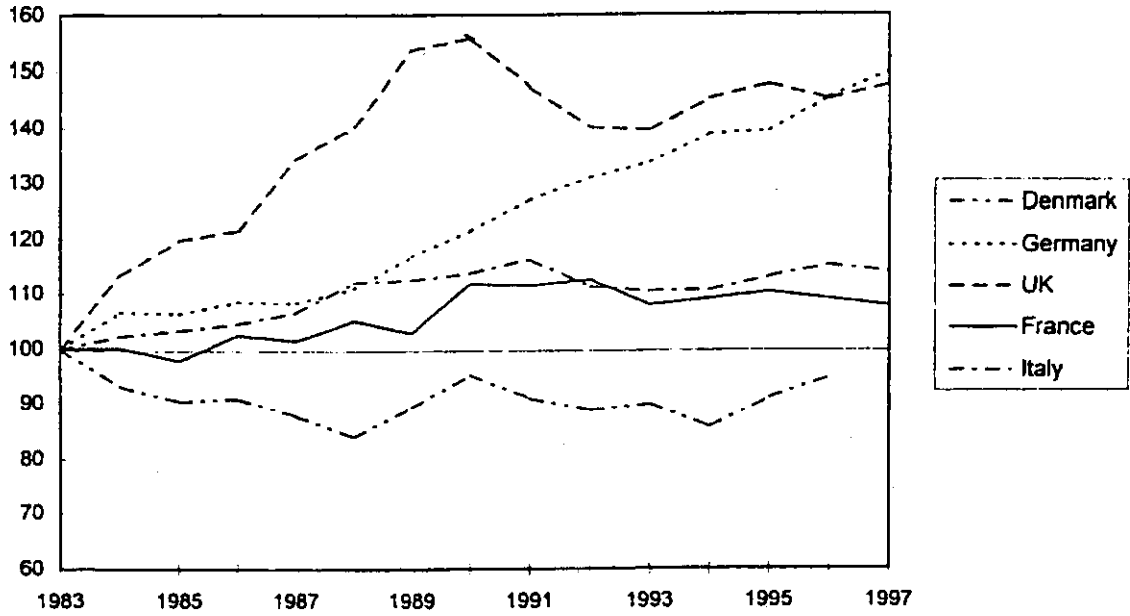
2. 「実態」（労働市場・家族）の単なる反映ではない「制度」

- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に、20代から40代までの人の大半が反対（2002年9月「男女共同参画社会に関する内閣府世論調査結果」）。2003年2月実施の読賣新聞社世論調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そうは思わない」という人が73%にのぼり、20-30代では85%がノーと回答。
- ・しかし、労使双方の労働市場での選択に「制度」が影響。
- ・実際に「就業調整」するパート労働者が25%程度でも、影響は男女雇用者全体に及ぶ。i.e. フル/パートの賃金格差、フルタイムの雇用収縮（非正規への置き換え）、社会保険の空洞化。
- ・雇用保障と社会保障が2人3脚で「土壌消失（エロージョン）」している
cf. 「男性稼ぎ主」型から離脱して、高失業・財政危機からV字回復したオランダ

3. 2号・3号間の年金権分割だけでは種々の非合理

- ・短時間雇用者への厚生年金適用と夫婦の年金権分割を併用することが適当だが、分割を2号・3号間に限定すると、新たな「制度の壁」を作る。2号間、2号・1号間の分割も追求すべき
- ・遺族厚生年金が不要になる層が増えることが、夫片稼ぎ、夫婦共稼ぎなどの世帯類型間の不公平を解消
- ・グローバル化、知識経済の進展にともなう就業形態の多様化に即応するために、1号への所得比例制の導入を真剣に検討すべき。知的自営業者をセーフティ・ネットに包摂して、リスク・テイクしやすい環境を（農林漁業はいまや知的職業）

Figure: Increase of Self-Employment Throughout Western Europe



Total self-employment, excluding agriculture, 1983-1997 (1983 = 100)

Source: Luber, Silvia and René Leicht, (2000) 'Growing Self-Employment in Western Europe, an Effect of Modernization?' *International Review of Sociology*, 10, 1, p.110 (on the basis of European Labour Force Surveys)